

国民健康保険からのお知らせ

問 仙北市民生活課 国保年金係 ☎ 43-3316

●「国民健康保険限度額適用認定証」または「国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証」をお持ちの方は更新が必要です

70歳未満の方で、右の認定証をお持ちの方は更新が必要になります。

【手続きに必要なもの】

- 対象の方の国民健康保険被保険者証
- 個人番号通知カードまたは個人番号カード
- 印鑑

対象者	更新になる認定証	手続き
国保に加入している 70歳未満 の方	国民健康保険限度額適用認定証	8月1日以降に、各庁舎・各出張所の国保担当窓口で手続きを行ってください。
	国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証	※現在お持ちでない方も、申請をすることで外来・入院にかかる一医療機関の窓口での支払い（個人単位）が限度額までとなります。

●国民健康保険高齢受給者証が更新されます

現在お使いの高齢受給者証の有効期限が7月31日までとなっています。そのため毎年8月1日を基準日として一部負担（保険医療機関等に支払う）の割合を再判定のうえ、更新しますので、8月から新しい高齢受給者証を保険医療機関・保険薬局等にご提示ください。また、認定証も更新となりますので、該当する方は手続きを行ってください。

対象者	更新になる受給者証・認定証	手続き
国保に加入している 70～74歳 の方	国民健康保険高齢受給者証	手続きは不要です。新しい高齢受給者証は、7月下旬に世帯主あてに送付します。
	国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証	該当となる方には申請書を7月下旬に送付します。8月1日以降に、各庁舎・各出張所の国保担当窓口で手続きを行ってください。

※現在お持ちの受給者証、認定証は8月1日からは使用できませんので、有効期限が過ぎましたら最寄りの市役所窓口に戻却していただくか、ご自分で裁断するなどして破棄していただきますようお願いいたします。

●【70歳以上の皆さまへ】平成29年8月から高額療養費の上限額が変わります

すべての方が安心して医療を受けられる社会を維持するために、高齢者と若者の間での世代間の公平が図られるよう、負担能力に応じたご負担をいただく必要があります。そのため、8月から70歳以上の皆さまの高額療養費の上限額が変更になります。皆さまのご理解をお願いします。

高額療養費制度とは、ひと月に支払った医療費が高額になり、決められた上限額を超えた場合に、上限額を超えて支払った分を払い戻す制度です。上限額は、個人もしくは世帯の所得に応じて決まっています。

70歳以上の方の上限額（月ごと） 平成29年7月まで

適用区分	課税所得	外来 (個人ごと)	外来+入院 (世帯ごと)
		145万円以上の方	44,400円
一般	145万円未満の方 ^{※1}	12,000円	44,400円
住民税非課税	Ⅱ 住民税非課税世帯	8,000円	24,600円
	Ⅰ 住民税非課税世帯 (年金収入80万円以下等)		15,000円

平成29年8月から

適用区分	課税所得	外来 (個人ごと)	外来+入院 (世帯ごと)
		145万円以上の方	57,600円
一般	145万円未満の方 ^{※1}	14,000円 ^{※1} (年間上限144,000円)	57,600円 (多数回 44,400円) ^{※2}
住民税非課税	Ⅱ 住民税非課税世帯	8,000円	24,600円
	Ⅰ 住民税非課税世帯 (年金収入80万円以下等)		15,000円

※1 平成29年8月から、一般所得者は1年間（8月から翌7月）の外来の自己負担額の上限が年間144,000円に設定されます。
 ※2 過去12か月以内に3回以上、上限額に達した場合は、4回目から「多数回」該当となり、上限額が44,400円に減額されます。

7月は国民健康保険税の納税月です

問 仙北市民生活課 市民税係 ☎ 43-1117

●平成29年度の納税通知書は 7月14日に発送します

国民健康保険税は、世帯主が納税義務者となります。保険税を世帯単位で計算して世帯主あてに納税通知書を送付します。

また、世帯主の方が国民健康保険以外の健康保険に加入している場合、同じ世帯のどなたかが国民健康保険に加入している場合は、世帯主が納税義務者となり世帯主あてに納税通知書を送付します。

●税率は据置きとなりました

国民健康保険税は、病気やけがをした時の医療費にあてるため、加入者のみなでお金を出し合って備える制度です。

平成29年度の税率は、平成28年度と同じで変更はありません。課税限度額の引き上げも見送られたため、国民健康保険税の医療分・支援分・介護分を含めた課税限度額は89万円に変更はありません。

医療費等の増加に対し、今後の国保運営を維持していくことで税負担の公平性を保持しつつ被保険者の急激な負担増とならないよう配慮していますので、ご理解いただけますようお願いいたします。

●税率、課税限度額

		H29 税率
医療分 国保加入者の医療費等に あてるための課税額	所得割率	8.90%
	均等割額	24,000円
	平等割額	23,000円
	課税限度額	540,000円
支援金分 75歳以上の方が加入する後 期高齢者医療制度等の運営 費用にあてるための課税額	所得割率	3.00%
	均等割額	10,000円
	平等割額	8,000円
	課税限度額	190,000円
介護分 40歳～64歳まで（介護保 険第2号被保険者）の方の介 護保険制度の運営費用にあ てるための課税額	所得割率	2.40%
	均等割額	9,000円
	平等割額	4,000円
	課税限度額	160,000円



健康保険の手続きを忘れていませんか？

国民健康保険は、職場の健康保険と違い、加入・脱退の手続きは自分で行わなければなりません。加入の届出が遅れると、国民健康保険税は国保加入資格を得た月までさかのぼって納めなければなりません。さらに、保険証がないため、その間の医療費は全額自己負担になります。また、脱退の届出が遅れると、保険税を二重に支払ってしまうこともありますので、加入・脱退等の手続きが済んでいない方は、お手数ですが各庁舎・各出張所の窓口でお早めにご手続きをお願いします。

